

中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律の一部を改正する等の法律案要綱

第一 中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律の一部改正

一 題名

法律の題名を「中心市街地の活性化に関する法律」に改めること。

二 目的

この法律は、中心市街地が地域の経済及び社会の発展に果たす役割の重要性にかんがみ、近年における急速な少子高齢化の進展、消費生活の変化等の社会経済情勢の変化に対応して、中心市街地における都市機能の増進及び経済活力の向上（以下「中心市街地の活性化」という。）を総合的かつ一体的に推進するため、中心市街地の活性化に関し、基本理念、政府による基本方針の策定、市町村による基本計画の作成及びその内閣総理大臣による認定、当該認定を受けた基本計画に基づく事業に対する特別の措置、中心市街地活性化本部の設置等について定め、もって地域の振興及び秩序ある整備を図り、国民生活の向上及び国民経済の健全な発展に寄与することを目的とすること。

（第一条関係）

三 基本理念

中心市街地の活性化は、地域における社会的、経済的及び文化的活動の拠点となるにふさわしい魅力ある市街地の形成を図ることを基本とし、地方公共団体、地域住民及び関連事業者が相互に密接な連携を図りつつ主体的に取り組むことの重要性にかんがみ、その取組に対して国が集中的かつ効果的に支援を行うことを旨として、行われなければならないものとする。

(第三条関係)

四 国、地方公共団体及び事業者の責務

- 1 国は、基本理念にのっとり、総合的な施策の策定及び実施の責務を有するものとする。
- 2 地方公共団体は、基本理念にのっとり、地域の特性を踏まえた施策の策定及び実施の責務を有するものとする。

- 3 事業者は、基本理念に配慮して事業活動を行うとともに、国又は地方公共団体が実施する施策の実施に必要な協力をするよう努めなければならないものとする。
- (第四条から第六条まで関係)

五 定義

定義に次に掲げる事項を追加するものとする。

イ この法律において「都市福利施設」とは、教育文化施設、医療施設、社会福祉施設その他の都市の居住者等の共同の福祉又は利便のため必要な施設をいう。

ロ この法律において「公営住宅等」とは、地方公共団体、地方住宅供給公社その他公法上の法人で政令で定めるものが自ら居住するため住宅を必要とする者に対し賃貸し、又は譲渡する目的で建設する住宅をいう。

ハ この法律において「中心市街地共同住宅供給事業」とは、この法律で定めるところに従って行われる共同住宅の建設及びその管理又は譲渡に関する事業並びにこれらに附帯する事業をいう。

ニ この法律において「特定民間中心市街地活性化事業」とは、中小小売商業高度化事業、特定商業施設等整備事業及び特定事業であつて民間事業者が行うものをいう。
(第七条関係)

六 基本方針

1 政府は中心市街地の活性化を図るための基本的な方針（以下「基本方針」という。）を定め、これを公表しなければならないものとする。

2 基本方針に定める事項に次に掲げる事項を追加するものとする。

イ 中心市街地における都市福利施設を整備する事業に関する基本的な事項

ロ 公営住宅等を整備する事業、中心市街地共同住宅供給事業その他の中心市街地における住宅の供給のための事業及び当該事業と一体として行う居住環境の向上のための事業に関する基本的な事項

ハ 中心市街地における都市機能の集積の促進を図るための措置に関する基本的な事項

(第八条関係)

七 基本計画

1 市町村は、基本方針に基づき、当該市町村の区域内の中心市街地について、中心市街地の活性化に関する施策を総合的かつ一体的に推進するための基本的な計画（以下「基本計画」という。）を作成し、内閣総理大臣の認定を申請することができるものとする。

2 基本計画に定める事項に基本方針に追加した事項及び計画期間を追加するものとする。

3 市町村は、基本計画を作成しようとするときは、中心市街地活性化協議会が組織されている場合には、基本計画に定める事項について当該中心市街地活性化協議会の意見を聴かなければならないものとする。

4 内閣総理大臣は、認定の申請があつた基本計画が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、その認定をするものとする。

イ 基本方針に適合するものであること。

ロ 当該基本計画の実施が当該市町村における中心市街地の活性化の実現に相当程度寄与するものであると認められること。

ハ 当該基本計画が円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。

5 内閣総理大臣は、4の認定を行うに際し必要と認めるときは、中心市街地活性化本部に対し、意見を求めることができるものとする。

6 内閣総理大臣は、4の認定をしようとするときは、関係行政機関の長の同意を得なければならないものとする。

(第九条から第十四条まで関係)

八 中心市街地活性化協議会

1 市町村が作成しようとする基本計画並びに認定基本計画及びその実施に関し必要な事項その他中心市街地の活性化の総合的かつ一体的な推進に関し必要な事項について協議するため、中心市街地ごと

に、中心市街地整備推進機構及び商工会議所等は、協議により規約を定め、共同で中心市街地活性化協議会（以下「協議会」という。）を組織することができるものとする。

2 協議会の構成員、運営等に関する規定を設けること。

（第十五条関係）

九 土地区画整理事業の換地計画において定める保留地の特例

土地区画整理事業の換地計画において定める保留地として設定できる土地の対象に認定基本計画において土地区画整理事業と併せてその整備が定められた公営住宅等の用に供する土地を追加するものとする。

（第十六条関係）

十 中心市街地公共空地等の設置及び管理

地方公共団体又は中心市街地整備推進機構は、認定基本計画において定められた中心市街地（以下「認定中心市街地」という。）の区域内の一定規模以上の土地又は建築物その他の工作物に公共空地、駐車場等（以下「中心市街地公共空地等」という。）を設置し、管理することができるものとする。

（第十八条関係）

十一 都市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する法律の特例

中心市街地整備推進機構が管理する中心市街地公共空地等内の樹木又は樹木の集団であつて、都市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する法律第二条第一項の規定に基づき保存樹又は保存樹林として指定されたものの保存義務者等に中心市街地整備推進機構を追加するものとする事。

(第十九条関係)

十二 民間都市開発の推進に関する特別措置法の事業用地適正化計画の認定の特例

認定中心市街地の区域内の民間都市開発事業（民間都市開発の推進に関する特別措置法第二条第二項に規定する民間都市開発事業をいう。）の用に供する一団の土地の形状、面積等を適正化する計画について、同法第十四条の二第一項若しくは第二項又は第十四条の十三第一項の認定の申請があつた場合における認定の基準について特例を設けるものとする事。

(第二十条関係)

十三 中心市街地共同住宅供給事業に係る市町村長による認定

1 中心市街地共同住宅供給事業を実施しようとする者は、中心市街地共同住宅供給事業の実施に関する計画を作成し、市町村長の認定を申請できるものとする事。

2 地方公共団体は、1の計画の認定を受けた事業者に対して、中心市街地共同住宅供給事業の実施に

要する費用の一部を補助することができるものとし、国は、予算の範囲内において、その地方公共団体の費用の一部を補助することができるものとする。

3 中心市街地共同住宅供給事業に係る市町村長による報告徴収、改善命令等に関する規定を設けるものとする。

(第二十二條から第三十二條まで關係)

十四 地方住宅供給公社に係る特例

1 地方住宅供給公社は、認定中心市街地の区域において、地方住宅供給公社法第二十一條に規定する業務のほか、委託により、中心市街地共同住宅供給事業の実施並びに共同住宅の建設と一体として建設することが適當である施設の建設及び賃貸その他の管理の業務を行うことができるものとする。

2 政令で指定する認定市町村である市は、地方住宅供給公社を設立できるものとする。

(第三十三條及び第三十五條關係)

十五 大規模小売店舗立地法の特例(第一種大規模小売店舗立地法特例区域關係)

1 都道府県等は、認定中心市街地の区域のうち、大規模小売店舗の迅速な立地を促進することにより中心市街地の活性化を図ることが特に必要な区域(以下「第一種大規模小売店舗立地法特例区域」と

いう。)を定めることができるものとする。

2 第一種大規模小売店舗立地法特例区域における大規模小売店舗については、大規模小売店舗立地法第五条、第六条第一項から第四項まで、第七条から第十条まで、第十一条第三項、第十四条及び附則第五条の規定は、適用しないものとする。

3 第一種大規模小売店舗立地法特例区域の指定及び変更又は廃止に関する規定を設けること。

(第三十六条及び第三十七条関係)

十六 共通乗車船券

1 運送事業者は、認定中心市街地に来訪する旅客又は認定中心市街地の区域内を移動する旅客を対象とする二以上の運送事業者が期間、区間その他の条件を定めて共同で発行する共通乗車船券に係る運賃又は料金の割引を行おうとするときは、あらかじめ、その旨を共同で国土交通大臣に届け出ることができるものとする。

2 1の届出をした者は、鉄道事業法第十六条第三項後段若しくは第三十六条後段、軌道法第十一条第二項、道路運送法第九条第三項後段又は海上運送法第八条第一項後段(同法第二十三条において準用

する場合を含む。)の規定による届出をしたものとみなすものとする。 (第三十九条関係)

十七 特定民間中心市街地活性化事業計画

1 認定基本計画に記載された特定民間中心市街地活性化事業を実施しようとする者は、特定民間中心市街地活性化事業計画を作成し、協議会における議を経て、主務大臣に認定の申請をすることができるとすること。

2 主務大臣は、特定民間中心市街地活性化事業者が中小小売商業高度化事業を実施する場合にあつては、地権者等の協力を得て効果的な実施が見込まれる計画を認定するものとする。

(第四十条から第五十条まで関係)

十八 中心市街地整備推進機構の指定対象の拡充等

1 中心市街地整備推進機構の指定対象に公益法人以外の営利を目的としない法人を追加するものとする。

2 中心市街地整備推進機構の業務に中心市街地公共空地等の設置及び管理を追加するものとする。

(第五十一条及び第五十二条関係)

十九 大規模小売店舗立地法の特例（第二種大規模小売店舗立地法特例区域関係）

1 都道府県等は、中心市街地の区域において大規模小売店舗の迅速な立地を促進することにより中心市街地の活性化を図ることが必要な区域（以下「第二種大規模小売店舗立地法特例区域」という。）を定めることができるものとする。

2 第二種大規模小売店舗立地法特例区域における大規模小売店舗については、大規模小売店舗立地法第五条第一項の規定による届出に係る大規模小売店舗の新設又は同法第六条第一項若しくは第二項の規定による届出に係る同法第五条第一項各号に掲げる事項の変更については、同法第五条第四項、第六条第四項、第八条及び第九条の規定は、適用しないものとする。

3 第二種大規模小売店舗立地法特例区域の指定及び変更又は廃止に関する規定を設けること。

（第五十五条関係）

二十 中心市街地活性化本部

1 中心市街地の活性化に関する施策を総合的かつ効果的に推進するため、内閣に、中心市街地活性化本部を置くものとする。

2 中心市街地活性化本部は、基本方針の案の作成に関する事、基本方針に基づく施策の実施の推進に関する事並びに中心市街地の活性化に関する施策で重要なものの企画及び立案並びに総合調整に關することを所掌事務とする事。

(第五十六條から第六十五條まで關係)

二十一 罰則

罰則について所要の規定を設けるものとする事。

(第七十條から第七十三條まで關係)

二十二 その他所要の改正を行うものとする事。

第二 特定商業集積の整備の促進に關する特別措置法の廃止

特定商業集積の整備の促進に關する特別措置法は、廃止するものとする事。

第三 施行期日その他

一 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとする事。

(附則第一條關係)

二 所要の経過措置を定めるものとする事。

(附則第三條から第十八條まで關係)

三 その他所要の改正を行うものとする事。